

令和6年度沖縄県任期付職員（社会福祉職）募集要項

1. 募集（採用予定）人員及び任期等

- (1) 募集人員：2名（主任又は主査級を予定）
- (2) 任 期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づく。)
- (3) 配 属 先：こども未来部 コザ児童相談所
- (4) 業務内容等：児童相談所において、専門的な知識を必要とする相談援助活動等を行い、児童の最善の利益を確保するため、他の職員と協同して以下の業務を行う。
- ア 児童虐待の初期対応や関係機関との調整を行う。
- イ 児童の相談支援、施設入所や里親委託、市町村支援を行う。
- ウ 施設入所後や里親委託後の児童等への支援を行う。

2. 受験資格

次のすべての要件を満たす者

- (1) 児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司任用資格を有する者。
- (2) 公的機関又は民間機関で定められた期間の職務経験を有し（※注1）、且つ3年以上児童相談業務の実務経験（児童相談所・市町村家庭児童相談室・児童家庭支援センター等）を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に定められている欠格条項に該当しない者
- ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 沖縄県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 日本の国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはできないとする公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。また、採用にあたっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

（※注1）必要な職務経験の目安

高卒の場合	公的機関で9年以上又は民間機関で12年以上
短大卒（2年）の場合	公的機関で7年以上又は民間機関で9年以上
大卒の場合	公的機関で5年以上又は民間機関で7年以上

3. 応募受験の手続き

(1) 提出書類

- ア 履歴書（別紙様式1）
- イ 職務経歴書（別紙様式2）
- ウ 小論文（別紙様式3）

※A4（用紙縦向き）、横書き、フォント14ポイント、一行あたり20字、1枚あたり20行とし、別添に示す論文課題について800字以上1,200字以内（3枚以内）で記載すること。

- エ 児童福祉法第13条第3項に規定する児童福祉司任用資格要件に係る証明書類（社会福祉士資格を有する場合は、社会福祉士登録証の写し。社会福祉主事を有する場合は履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書等。保育士資格を有する場合は保育士証の写し。教員免許を有する場合は教員免許状の写し等）
- オ 最終学歴の卒業証明書（卒業証書の写しでも可）
- カ ハローワークからの紹介状

(2) 提出先

沖縄県総務部人事課（〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話098-866-2090）

(3) 提出方法

応募に必要な書類を沖縄県総務部人事課（任期付職員担当）まで持参するか、郵送ください。（郵送の場合は簡易書留とすること。）

(4) 受付期間

令和7年1月14日（火）～令和7年2月5日（水）17時必着

※土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。

4. 選考考查実施内容

(1) 選考考查の内容

- ア 履歴書、職務経歴書及び小論文の記載内容について書類考查
- イ 面接考查（書類考查通過者のみ実施）

(2) 面接考查の日程及び場所

ア 日程 令和7年2月中旬予定

イ 場所 沖縄県庁本庁舎（沖縄那覇市泉崎1-2-2）

※日程及び場所は都合により、変更になる可能性があります。

※状況により、WEBでの面接に変更になる可能性があります。

5. 選考結果の通知方法・時期

書類考查及び面接考查の結果をもとに、最終採用候補者を決定し、令和7年2月下旬をめどに受験者に文書で通知します。

6. 勤務条件等

(1) 給与

初任給は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、採用者の経歴、その他を勘案の上決定されます。

【参考例】

実務経験年数	初任給額
5 年の場合	25 万円程度
10 年の場合	28 万円程度
20 年の場合	36 万円程度

※参考例は、大学（短大除く）卒業後に児童相談所等の公的機関で常勤職員として勤務した場合における初任給の例です。

※給料のほか、条例に基づき扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（午後 12 時から午後 1 時まで休憩）となっています。また、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び 6 月 23 日（慰霊の日）は、休みとなります。

(3) 休暇

年次休暇のほか、病気休暇、慶弔休暇、特別休暇（夏期休暇等）、介護休暇などがあります。